

募集要項

【募集名称】 介護福祉士養成のための奨学基金【愛称「福祉の木奨学基金」】

【募集目的】 帯広大谷短期大学の社会福祉科・介護福祉専攻へ進学する学生の要員養成、社会的貢献、学修及び経済的支援を行うための資金調達のため

【募集期間】 2017(平成29)年6月1日～2027(令和9)年3月31日

◆寄付金の内容

対 象	個 人	法 人
寄付金額/1口	1口 1千円	1口 1万円

◆申込方法及び払込方法

同封の「振込用紙」に必要事項をご記入の上、最寄りの郵便局でお振込ください。

また、振込用紙をご希望の方、他行等ゆうちょ銀行以外からのお振込をご希望される方は、短期大学事務局総務課までお問い合わせください。

◆振込口座

ATM等からお振込いただく場合

ゆうちょ銀行(音更大通)	
□座記号番号	02740-5-102804番
□座名義	オビ・ヒロオタニキタニイカクフクシノキショウカクキキン 帯広大谷短期大学福祉の木奨学基金

ゆうちょ銀行(音更大通)	
店 名	二七九(ニナナキュウ)店(279)
□座番号	0102804

※振込手数料はご負担願いますようお願い申し上げます。

◆寄付者名の公表について

本学ホームページ及び学園広報誌にお名前を掲載させていただきます。お名前の掲載を希望されない方は、その旨を振込用紙欄の寄付者名掲載希望なしの欄に☑を入れてください。

◆個人情報の取り扱いについて

寄付にご協力いただいた皆様の個人情報は、礼状・領収書の発送、寄付データ処理等、本基金に係る業務のために使用し、「学校法人帯広大谷学園個人情報保護規程」に基づき適正に管理いたします。

◆募金の目的終了後の措置

募金の目的が終了した場合は、「福祉の木奨学基金」の残額を、本学学生教育の資金として活用していきます。

◆税制上の優遇措置について

1.個人の場合/所得税の控除について、税額控除制度または所得控除制度のいずれかを、確定申告の際にお選びいただくことができます。

税額控除制度(租税特別措置法の定める要件を満たした学校法人)	
所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、小口の寄付金支出者において、減税効果が高くなります。 寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額の40%に相当する額が、当該年度の所得税額から控除されます。	
$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$	
税額	— 税額控除額
※税額控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。	

所得控除制度(特定公益増進法人への寄付)	
所得控除制度は、所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には、減税効果が大きくなります。	
$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$	
$[\text{所得金額} - \text{所得控除額}] \times \text{税率} = \text{税額}$	
※控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。	

2.法人の場合

損金算入限度額(特定公益増進法人への寄付)
寄付金の一定限度額まで損金に算入できます。
$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$

受配者指定寄付金
日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付金の金額を損金に算入することができます。
寄付金額全額の損金算入が可能